

桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務 特記仕様書

1. 業務の目的

桜井市内の上水道未普及地域(多武峰地区、上之郷地区)において、安全で持続可能な生活用水や飲料水(以下、生活用水等)の供給を将来にわたって確保するための公的な「指針(ビジョン)」を確立し、これを具現化するための「対策基本計画」を策定する。

本業務は、現状の課題を整理し、技術的・経済的に最適な供給手法を選定することで、早期の課題解消に向けた拠り所とすることを目的とする。

なお、本業務においては、単なる事業施策の検討に留まらず、事業着手後の維持管理体制、料金体系、財政収支及び将来的な更新投資等の観点を踏まえた持続可能な事業運営を前提とした計画とする。

2. 履行場所

桜井市多武峰地域 地内

(奈良県桜井市大字鹿路、飯盛塚、八井内、針道、北山、西口、多武峰)

桜井市上之郷地域 地内

(奈良県桜井市大字白木、小夫嵩方、萱森、芹井、瀧倉、三谷、中谷)

3. 履行期間等

(1) 契約日

令和8年12月上旬

(2) 履行期間

契約締結日 から 令和10年2月29日まで

4. 提出書類

受託者は、次の書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

(1) 契約時

- ① 管理技術者等選任届
- ② ①の技術者の資格証
- ③ ①の技術者の雇用を証明する書類
- ④ ①の技術者の経歴書
- ⑤ 課税・免税事業所届出書
- ⑥ 工程表
- ⑦ 着手届

- (2)業務完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 成果品
- (3)完了検査終了後
 - ① 成果品引渡書
 - ② 請求書

5. 業務計画書

受託者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を発注者に提出し、承認を得なければならない。業務計画書には次の事項を記載する。

- (1)業務概要
- (2)実施方針
- (3)業務体制表
- (4)業務の詳細な工程
- (5)連絡体制(緊急時サービス)

6. 工程管理

受託者は承認を得た業務計画書に基づき適正な工程管理等を行い、進捗状況を随時発注者に報告するものとする。

7. 照査技術者の照査

- (1)品質管理を徹底し、成果品の向上を図るとともに正確性を確保すること。
- (2)本業務の各段階において、本仕様書、貸与資料、参考文献、各種設計指針等に基づき、適切に業務を実施しているか照合し、成果品が技術的に適正かつ正確に作成されているか照査すること。
- (3)各段階で照査結果を発注者に報告し、照査が適正に履行されているかの確認を受けること。
- (4)各段階での照査結果を照査結果報告書として成果品に含めて提出すること。

8. 検査

照査技術者による照査を十分に実施した後、業務完了届を発注者に提出すること。その後、発注者による完了検査を受検し、検査合格をもって成果品の引き渡しを行うこと。

9. 業務内容

本業務は大きく以下の項目で構成し、相互に整合性を図りながら進めるものとする。

また、過年度に実施した当該地区の下記の業務成果を参照し、内容を詳細に把握した上で実施すること。

- ・ 令和6年度 上水道未普及実態調査及び給水方法検討業務
- ・ 令和7年度 多武峰地区水道未普及地域解消事業支援業務

また、本業務の実施にあたっては、市が設置する「桜井市水道未普及地域対策検討委員会(仮称)」(以下「検討委員会」という。)のスケジュール案(別紙1参照)に沿って進め、その指導・助言を踏まえて業務を進めるものとする。なお、別紙スケジュール案はあくまで現時点でのものであり、実際の進捗は検討委員会の指導・助言および市との協議により調整されるものとする。

(1) 上水道未普及地域解消ビジョン策定

本業務は、本市に残存する上水道未普及地域において、将来にわたって安心・安全な生活用水等を確保するための課題解消に向けた基本理念および方向性を明確化することを目的とする。

- ・ 現況及び課題の整理・更新

過年度の業務成果を基礎資料とし、以降の項目の前提となる現況および課題の整理を行う。整理にあたっては、現況の変化等に対応した更新を行い、不足している点について必要に応じ現況踏査等により補完すること。

- ・ 生活用水需要予測(目標給水量の設定)

桜井市人口ビジョンに基づく2050年における地区別将来人口の推計結果に基づき、必要となる生活用水等の水量を算出し、適正な目標給水量を定めること。

- ・ 将来像(ビジョン)の設定

上記の検討を踏まえ、各地域が抱える課題解消に向けた本事業における将来像を示す。人口減少社会においても「住民が安心して住み続けられる環境」を維持することを主眼に置き、供給の安定性と将来の負担の適正化を両立させた、持続可能な上水道未普及地域における生活用水等確保のあり方を示すこと。

(2) 対策基本計画(技術・経済・運営の具体策)の策定

前項の「水道未普及地域解消ビジョン」に基づき、その実現に向けた各地域の具体的な施策について、国土交通省の「水道事業における分散型システムの導入手引き 令和8年3月(以下、手引き)」等最新の関連法令・マニュアル、他市の事例等を踏まえ、以下の項目を含む施設整備計画(対策基本計画)として取りまとめる。

- ・ 多様な給水手法の検討:

現況および給水人口、給水量、水源の状況等に基づき、複数の給水手法案を提示すること。尚、以下の手法については検討を必須とすること。

- ・ 小規模水道施設の整備案

- 戸別分散型システム(各戸への浄水ユニット設置等)の導入案
 - 運搬送水案
- 整備手法の多角的な比較検討：

提示した各給水手法案の比較にあたっては、手引き等に基づき、以下の項目について定量的・定性的な評価を行い、総合的に比較検討すること。

 - 費用の算出：
 - 概算事業費：各給水手法について、その整備内容から概算事業費を算出する。
 - 維持管理費：各給水手法について、将来人口推計に基づく長期的な維持管理費(動力費、薬品費、点検等に係る人件費、水質試験費、その他)を算出する。
 - 更新費：設定した計画期間内において必要となる設備更新費用があれば計上すること。
 - 維持管理性の検討：各給水手法における維持管理方法を整理し、その実現性や運用体制など、費用以外の維持管理性について整理すること。
 - 水質の比較検討：各給水手法で得られる処理水質や水質の安定性について考慮すること。
 - 耐災害性の比較検討：ハザードマップ等に基づく土砂災害・浸水リスクの評価、地震時の断水リスク、災害発生時の復旧の難易度を比較すること。
 - その他必要事項の検討：上記比較検討事項の他、有効な比較材料があれば、それら内容についても比較検討に加えること。
- 実施事業の選定：

比較検討の結果に基づき、各地域あるいは各地区の課題解消に向けた事業手法を選定すること。その際、単一の手法に限定するのではなく、複数の手法を組み合わせることが有効と判断される場合では、それら事業を組み合わせた包括的な事業として提案すること。また、手引きの総合評価表等を用い、選定理由を客観的に示すこと。
- 選定事業の実施計画の策定：

選定した手法に基づき、以下の事項を具体化し、実施に向けた事業計画を策定する。

 - 事業実施計画：整備工程、人員配置、運用体制等の検討。
 - 実施方式の決定：施設配置案、配送ルート、事業スキーム等の検討。
 - 概算事業費：初期投資費、維持管理費等の詳細な算出。
 - その他必要事項の検討

- 運営体制及び財政計画:

選定した手法について、必要に応じて事業を継続的に運用するための仕組みおよび資金計画を策定する。

- 管理運営モデル:管理主体(市、住民、民間等)の役割分担の策定。
- 法的手続きの整理:選定した手法に応じた水道法上の位置付け(専用水道、簡易専用水道等)や、河川法・地下水取水等の必要手続きを整理すること。周辺の利水者への影響等への対応手続等についてもあわせて整理すること。
- 財源計画:国・県からの補助金(簡易水道等施設整備費補助金等)、活用できる地方債等を見込んだ計画。
- 住民負担の検討:住民による負担(加入金、賦課金、管理費等)のシミュレーション。
- 料金体系の検討:事業の経営安定性を確保するための料金体系(料金水準、段階料金制の導入検討等)の提案。
- 会計制度の整理:選定した手法に応じた会計処理方法(一般会計、特別会計、公営企業会計等)の整理。
- その他必要事項の検討

(3)桜井市水道未普及地域対策検討委員会(仮称)支援

- 検討委員会資料作成:

各段階での検討内容について、検討委員会に報告するための資料を作成すること。

- 検討委員会への出席・説明:

受託者の管理技術者等は、市と共に検討委員会に出席し、必要に応じて業務内容の説明・質疑対応を行うこと。

- 検討委員会の指導・助言への対応:

検討委員会から提示された指導・助言、質問、指摘事項等については、市と共に誠実かつ速やかに対応し、その対応状況を次回委員会で報告するものとする。

- その他関係機関協議支援:

検討委員会における対応のほか住民説明会、奈良県および奈良県広域水道企業団等のその他関係機関との協議についても、市および検討委員会の方針に基づき、技術的資料の作成等支援を行うこと。

10. 成果品

成果品は、9. 業務内容の各業務の調査・検討結果を取りまとめ、下記のとおり提出すること。なお、成果物の著作権は発注者に帰属するものとする。

- ・ A4チューブファイル綴じ 2部
- ・ 電子データ(CD 等) 1式

11. 貸与資料

受託者は、発注者から資料等の貸与を受けた場合、取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。貸与された資料は損失並びに紛失、盗難等のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与資料については業務完了後に速やかに返却するものとする。

12. 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、直接、間接に知り得た個人情報や発注者の業務内容について、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、発注者から提出された資料その他関係資料について、転写、閲覧、貸出等の一切の漏洩行為をしてはならない。
- (3) 上記 2 項については、契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。

13. 再委託の禁止

受託者は本業務の全部または主たる部分について、再委託してはならない。また、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

14. 損害賠償

受託者は、本業務によって生じた諸事故及び損失について責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は受託者の責任において、一切の処理をするものとする。

15. 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合については、発注者及び受託者で協議の上決定するものとする。

16. 遵守すべき指針等

本業務の実施にあたっては、本市の「第6次桜井市総合計画(後期基本計画)」、「第3期桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「桜井市人口ビジョン」等を示された本市施策の方向性と整合を図ること。

その他、厚生労働省(国土交通省)の「新水道ビジョン策定の手引き」「水道施設設計指針」「水道事業における官民連携に関する比較検討の手引き」等、最新の水道施策等における関連法令・マニュアルに準拠することとし、加えて、「水道事業ビジョン」「水道施設耐震工法指針・解説」「水道事業アセットマネジメントに関する手引き」

「地方公営企業法」及び関連通知等を踏まえ、持続可能な事業経営及び適正な資産管理に配慮すること。